

第16回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年6月19日（金）

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 公共施設の取り扱いについて（7月1日以降）

① 7月1日以降も継続して利用を停止する施設

感染予防対策の徹底が困難な調理室、サウナ、カラオケルーム、マッサージルーム、児童館については当面の間、利用の停止を継続する。

② 施設の利用者制限について

6月30日（火）まで市内在住者または施設利用団体登録者のみに限定していた利用者の制限を解除する。ただし、学校施設の貸出については、放課後等に不特定多数の方が利用する、利用団体による使用後の消毒徹底が困難等から、嘉麻市学校施設利用登録団体で青少年団体のみの利用とする。

（※学校施設7月6日から再開）

③ 利用を再開する施設

当面の間、利用停止をしていたサルビアパーク、温水プールスイミングなつき、嘉穂総合体育館、稲築保健センターのトレーニング室については、国等のガイドラインを参考に感染予防対策を徹底し7月1日（水）から再開する。

④ 施設利用の際に継続して徹底する事項

施設の利用にあたっては、施設利用者の検温、マスクの着用、手指消毒、施設の消毒、利用人数の制限、利用者の名簿作成等の感染予防対策を徹底する。

2. イベント等の実施について（7月1日以降）

市主催のイベント等については、参加者の人数、会場の状況等から開催の有無について担当課で判断する。実施の際については、感染予防対策の徹底

と参加者名簿の作成を行う。

市以外の団体等が主催のイベント等については、6月末までは大規模、不特定多数を対象とした大会やイベント等は控えていただくよう協力要請を行うこととしていたが、7月1日（水）以降は、市主催のイベント同様、参加者の状況、内容、会場の状況等から実施の有無を判断してもらう。開催する場合は、感染対策の徹底と参加者名簿の作成について依頼する。